

「さあ、みんな、考えよう」

人権に関する意識調査結果 (概要報告 4)

「伊賀市における部落差別をはじめとするあらゆる差別の撤廃に関する条例」の認知度
54.5% [うち10.1%は内容を知っている] (2015伊賀市)
67.1% [うち18.6%は内容を知っている] (2017柘植地域)

昨年実施した「柘植地区人権問題市民意識調査」と伊賀市実施の同様の調査によるこの条例の認知度の結果では、認知度の高い柘植地域でも内容を知っている人は5人に1人いません。そこで、

クイズ「伊賀市における部落差別をはじめとするあらゆる差別の撤廃に関する条例」

○この条例が施行されたのはいつ(何年何月何日)で、その日は何の日だと思いますか。

○この条例の第1条(目的)には何が書かれているか、()を埋めて考えてみましょう。

第1条 この条例は、「国民は、すべての()の享有を妨げられない。法の下に平等である。」ことを定めた日本国憲法、()答申の精神、人権教育および人権啓発の推進に関する法律(平成12年法律第147号)並びに世界()を基本理念として、()が侵されることなく、何人も()が真に保障されるよう部落差別をはじめとするあらゆる差別をなくし、もって差別のない人権が尊重される、明るく住みよい社会の実現を図るとともに、()・()・()等(以下「市民等」という。)の人権意識の高揚に寄与することを目的とする。

○この条例の第5条(市の施策)には何が書かれているか、()を埋めて考えてみましょう。

第5条 市は、部落差別をはじめとするあらゆる差別をなくすため、()の改善、()の充実、()の振興、()の安定、()・()の向上および市民等の()の高揚を図るとともに、()の社会的環境の醸成等の施策を総合的かつ計画的に推進するものとする。

○この条例の第1条は(目的)、第2条は(市の責務)、第5条は(市の施策)、第6条は(啓発活動の充実)、第8条は(推進体制の充実)、第10条は(委任)について書かれています。では、残りの第3条、第4条、第7条、第9条には何か書かれているか、[]を埋めて考えてみましょう。

第3条([]等の責務) 第4条([]等の禁止)
第7条([]の策定および[]等の実施) 第9条([]の設置)

クイズ解説編 この条例が施行されたのは、2004年(平成16年)11月1日。6市町村の合併により伊賀市が誕生した日です。条例第146号がこの条例です。

※()に入る語は、下の条例文で確認してください。

答えの部分は太字表記してあります。

伊賀市における部落差別をはじめとするあらゆる差別の撤廃に関する条例 制定 平成16年11月1日 条例第146号

伊賀市は、6市町村（上野市、伊賀町、島ヶ原村、阿山町、大山田村、青山町）の合併により発足したが、旧市町村のすべてがそれぞれ人権宣言、人権条例を制定し、部落差別を中心としたあらゆる差別の撤廃に向けて取り組んできた。しかし、依然として差別事件・事象が発生している現状を踏まえて、市が市民・企業・団体等と協働して旧市町村からの取り組みを深め、部落差別をはじめとするあらゆる差別をなくし、人権が尊重される明るく住みよい社会を実現するため、この条例を制定する。

（目的）

第1条 この条例は、「国民は、すべての**基本的人権**の享有を妨げられない。法の下に平等である。」ことを定めた日本国憲法、**同和对策審議会**答申の精神、人権教育および人権啓発の推進に関する法律（平成12年法律第147号）並びに**世界人権宣言**を基本理念として、**人間の尊厳**が侵されることなく、何人も**基本的人権**が真に保障されるよう部落差別をはじめとするあらゆる差別をなくし、もって差別のない人権が尊重される、明るく住みよい社会の実現を図るとともに、**市民・企業・団体等**（以下「市民等」という。）の人権意識の高揚に寄与することを目的とする。

（市の責務）

第2条 市は、前条の目的を達成するため、すべての分野にわたり人権尊重の視野に立った必要な施策を積極的に推進する責務を有する。

（市民等の責務）

第3条 市民等は、相互に基本的人権を尊重し、国、県および市が実施する部落差別をはじめとするあらゆる差別をなくすための施策に積極的に参加、協力するよう努めなければならない。

（差別行為等の禁止）

第4条 市民等は、部落差別をはじめとするあらゆる差別行為および差別事件・事象の発生を助長する行為をしてはならない。

（市の施策）

第5条 市は、部落差別をはじめとするあらゆる差別をなくすため、**生活環境**の改善、**社会福祉**の充実、**産業**の振興、**就労**の安定、**教育・文化**の向上および市民等の**人権意識**の高揚を図るとともに、**人権擁護**の社会的環境の醸成等の施策を総合的かつ計画的に推進するものとする。

(啓発活動の充実)

第6条 市は、市民等の人権意識の高揚を図り、差別を許さない世論の形成に寄与するため、きめ細かな啓発活動を行うとともに、人権啓発指導者の育成および啓発組織の充実に努めるものとする。

(総合計画の策定および調査等の実施)

第7条 市は、前2条の諸施策を推進するため、総合計画を策定するとともに、定期的または必要に応じて各種の調査を行うものとする。

(推進体制の充実)

第8条 市は、部落差別をはじめとするあらゆる差別をなくすために施策を効果的に推進するため、国、県および人権関係機関・団体等との連携を深め、行政組織の整備・充実に努めるものとする。

(審議会)

第9条 市は、部落差別をはじめとするあらゆる差別の撤廃および市民等の人権擁護に関する事項を調査審議する機関として、審議会を置く。

2 審議会の組織および運営等に関する事項は、市長が別にこれを定める。

(委任)

第10条 この条例の施行に関して必要な事項については、市長が別に定める。

附則

この条例は、平成16年11月1日から施行する。

一昨年の「部落差別解消推進法」よりも早く制定され、深い内容の伊賀市の条例

2016年に、日本の法律としては初めて条文の中に「部落差別」という言葉が書かれた法律が制定されました。部落差別が存在することを明記し、部落差別の解消を推進することをうたっています。この法律ができる12年前に、伊賀市は誕生と共に「部落差別をはじめとするあらゆる差別の撤廃に関する条例」を制定していました。

さらにさかのぼれば、国の法律ができる23年前(伊賀市の条例の11年前)の1993年に伊賀町において、「部落差別撤廃条例」が制定されています。

伊賀市の条例と国の法律を比較して見てみると、国の法律は「国及び地方公共団体の責務」を明記していますが、国民については「部落差別を解消する必要性に対する国民一人一人の理解を深めるよう努める」という表現になっています。一方、「伊賀市における部落差別をはじめとするあらゆる差別の撤廃に関する条例」では、市の責務だけでなく、市民等の責務を第3条でうたい、さらに第4条には「部落差別をはじめとするあらゆる差別行為および差別事件・事象の発生を助長する行為をしてはならない」と差別行為等の禁止が書かれています。あわせて、第9条では審議会の設置についても書かれています。この部分は国の法律よりも深い内容になっています。

旧伊賀町および伊賀市では、国の動きよりも早くから深い内容で検討を重ねて条例が制定されています。この条例を大切に、自分たちの生き方として根付かせるために、再度、この条例を読み、自分が何をすべきか、何ができるかを考えていきたいものです。差別は「他人事」や「見て見ぬふり」をしていては解消できません。各自が差別を「しない」という意識にとどまらず、差別を「なくす」ために自分が差別しないだけでなく、差別を見逃さず、差別を許さず、差別を主体的になくす伊賀市民としての自覚と誇りを持って、これを伊賀発で全国に広めていきたいものです。 文責・橋本浩信

2018年度 伊賀市人権作品募集 (要項より抜粋)

目的 人権作品(作文・ポスター・標語)の募集を行うことにより、市民の人権問題に対する関心を深め、その意識の高揚を図ることを目的とします。作品は、人権問題(同和問題・女性・子ども・障がい者・外国人・性的マイノリティなど)にかかわって、日常生活のなかで体験したことや感じたこと、あるいは、差別をなくしていくための意見や方法等を作文・ポスター・標語で表現したものが対象です。

応募規定 作品は、自作未発表のもので各部門につき1人1点とします。応募作品の著作権は、伊賀市に帰属するものとします。応募作品は、掲示等の後に返却します。

部と部門 部・・・小学生の部、中学生の部、一般の部

部門・・・作文部門、ポスター部門、標語部門

作品規定 作文・・・原稿用紙(400字詰め)で縦書き5枚以内

ポスター・・・四つ切り画用紙の厚口を使用する。画材は自由。作品に込めた作者の思いや意図を記した「私の願い」を作品と一緒に提出。

標語・・・所定の標語記入用紙に標語を記載する

応募方法 一般の部の応募者は、住所地に該当する支所振興課(伊賀支所振興課)へ提出

※市内小中学校の児童・生徒は学校を通じて人権政策課へ提出

応募期間 2018年9月3日(月)～9月28日(金)

応募先及びお問い合わせ先

伊賀支所 振興課

〒519-1412 伊賀市下柘植 728

電話 45-9108

7月、8月の講演会や研修会の案内

- 7月6日(金) いがまち人権センター解放講座 (19:30～21:00) いがまち人権センター
『差別身元調査』の撤廃に向けて ～とりくみの視点と課題を考える～ (村井茂さん) [大阪府人権協会]
- 7月10日(火) 2018 ライトピア人権フェスティバル (19:30～21:00) ライトピアおおやまだ
「ちょっと心をかしてくれませんか」 (宮崎保さん)
- 7月12日(木) 青山文化センター人権・解放講座 (19:30～21:00) 青山文化センター
「誰もが自分の人生を輝くものにするために」 (白井文さん) [大阪府男女共同参画推進財団]
- 7月14日(土) ひゅーまんフェスタ2018 (10:00～16:00) ハイトピア伊賀4・5階
映画上映会「めぐみ ～引き裂かれた家族の30年」 10:00～12:00
人権講演会「ダイバーシティ時代の人権を考える」(田村太郎さん) 14:00～16:00
他に体験コーナー、非核平和コーナー、人権啓発コーナー、展示コーナーなどあり
- 7月24日(火) いがまち人権・同和問題地区別懇談会・研修会 (19:30～21:00) いがまち公民館
説明会「これでできる!人権ちくこん」(伊賀支所振興課職員)
- 7月28日(金) 第1回県民啓発講座 (18:30～20:40) アスト津4階アストホール
映画「獄友」上映会
- 7月30日(月) 2018年度第1回県民啓発講座 (13:30～16:30) 三重県人権センター
講演「世界人権宣言と差別撤廃の課題」(小森恵さん) [反差別国際運動(IMADR)]
- 8月17日(金) 2018 部落解放・人権大学講座 (19:30～21:00) ゆめぼりすセンター
「なぜ、人権問題を学ぶのか ～自らの生き方を見つめることから～」(大橋久和さん)
- 8月23日(木) 青山文化センター人権・解放講座 (19:30～21:00) 青山文化センター
「性別って2つだけ?～人の数だけ性別がある～」(山口颯一さん) [一般社団法人 ELLY]
- 8月28日(火) いがまち人権・同和問題地区別懇談会・研修会 (19:30～21:00) いがまち公民館
体験学習会「身近な人権課題に気づく!」(吉原隆行さん) [反差別・人権研究所みえ]